

厚生労働省発開 0730 第2号
平成 30 年 7 月 30 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準等の一部を改正する告示案要綱

第一 専門実践教育訓練の指定基準の一部改正（第一条関係）

一 専門実践教育訓練に該当するものとして、以下のものを加えること。

1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づき設置される専門職大学若しくは専門職短期大学の正規の課程又は大学若しくは短期大学が設置する専門職学科の課程であつて、専門職大学の正規の課程及び大学の専門職学科の課程にあつては当該教育訓練の期間が四年以内であり、専門職短期大学の正規の課程及び短期大学の専門職学科の課程にあつては当該教育訓練の期間が三年以内のもの。

2 公的職業資格のうち業務独占資格又は名称独占資格の取得を訓練目標とする養成課程であつて、かつ、中長期的なキャリア形成に資するものとして、人材開発統括官の定める訓練期間が三年を超え四年以内のもの。

3 学校教育法に基づく専修学校の専門課程又は特別の課程のうち、キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定したものであつて、専門課程にあつては当該教育訓練の期間が一年以上二年未

満であり、特別の課程にあつては当該教育訓練の時間が百二十時間以上かつ期間が二年未満のもの。

二 専門実践教育訓練の実績として、前号1に該当する教育訓練については、訓練修了後の就職等の状況、学校教育法に基づく認証評価の結果及び定員充足率の実績からみて、当該教育訓練に十分な効果があると認められるものを加えること。

第二 一般教育訓練の指定基準の一部改正（第一条～第六条関係）

一 一般教育訓練の内容及び期間等に係る基準について、専門実践教育訓練の内容及び期間等に係る基準に該当する教育訓練を除かないこととする。ただし、当該教育訓練の内容及び期間等が一般教育訓練及び専門実践教育訓練の指定基準のいずれにも該当する場合であつて、当該教育訓練の実績が専門実践教育訓練の指定基準に該当する場合には、一般教育訓練に該当しないこととする。

第三 その他（附則関係）

一 この告示は、平成三十一年四月一日から適用すること。